

サイバーリスク保険 2025 年 1 月改定のご案内

平素より東京海上日動（以下「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

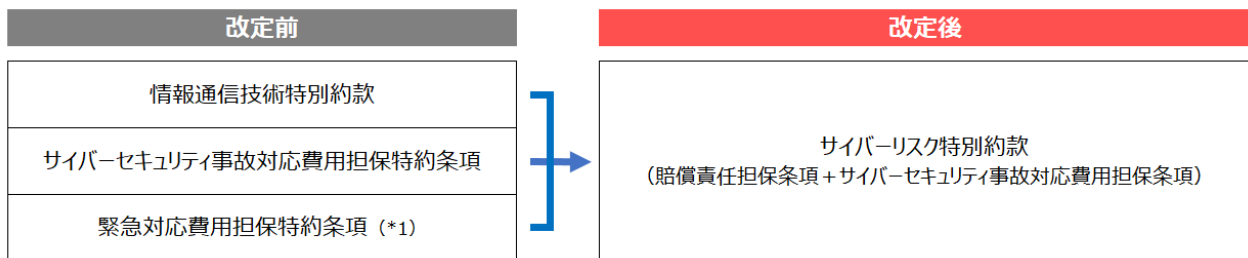
弊社では、2025 年 1 月 1 日以降始期契約より、サイバーリスク保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。

このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

1. 商品のシンプル化

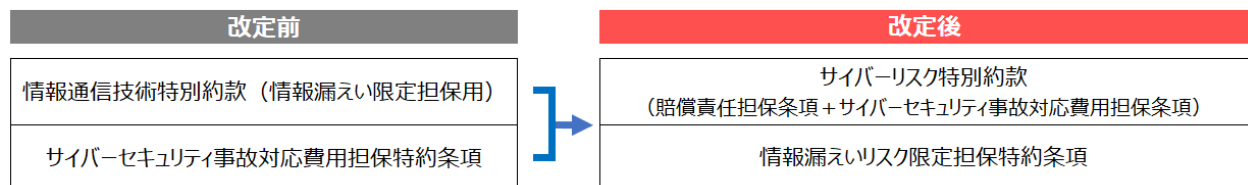
（1）約款構成のシンプル化（サイバーリスク特別約款の新設）

- 商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を 1 約款でまとめて補償します。
- 「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）を廃止し、新設のサイバーリスク特別約款に「情報漏えいリスク限定担保特約条項」をセットする構成に変更します。



(*1) 改定前は、一部のご契約を除き、自動セットされていました。

<情報漏えい限定補償プラン>



（2）「IT ユーザー行為リスク」「IT 業務に起因する情報漏えいリスク」の基本補償化

- 標的型メールやランサムウェアによる被害の増加等、自社コンピュータシステムの所有・使用・管理等に起因するサイバーリスクの高まりを踏まえ、改定後は、「IT ユーザー行為に起因する損害」を基本補償としてすべてのご契約で補償します。

IT 業務リスクのみを補償対象とされていたご契約者様へ

本改定に伴い、IT 業務リスクのみを補償対象とするご契約方式（IT ユーザー行為に起因する損害を補償対象外とするご契約方式）は、廃止させていただきます。

IT 業務の遂行に起因する損害に対する補償が必要なお客様におかれましては、基本補償に加え、新設の「IT 業務担保特約条項」をセットのうえ、ご契約いただきますようお願いいたします。

- また、改定前は、IT 業務のリスクを補償対象とされないご契約 (*1) については、「IT 業務に起因して発生した情報漏えいまたはそのおそれ」についても補償対象外となっておりましたが、わかりやすさ向上のため、改定後は、IT 業務リスクを補償対象とされないご契約 (*2) についても、これを補償対象とします。

(*1) IT 業務不担保特約条項をセットするご契約をいいます。

(*2) IT 業務担保特約条項をセットしないご契約をいいます。

(3) オプション特約の一部廃止

- (2) の改定に伴い、「IT ユーザー行為不担保特約条項」「IT 業務不担保特約条項」は廃止します。
- また、商品のわかりやすさ向上を目的として、各種不担保特約（特定のリスクを補償対象外とするオプションの特約）を廃止します。

改定前	改定後
ITユーザー行為不担保特約条項	廃止 (ITユーザー行為リスクはすべてのご契約で補償します。)
IT業務不担保特約条項	廃止 (IT業務リスクの補償はオプションとし、基本補償では補償対象外とします。)
人格権侵害不担保特約条項	廃止 (左記のリスクはすべてのご契約で補償します。)
著作権侵害不担保特約条項	
内部者によるサイバー攻撃不担保特約条項	
国外事故不担保特約条項	

(4) 「費用に関する補償」の内枠支払限度額・縮小支払割合の適用要件の緩和

下表の費目に設けていた固有の支払限度額・縮小支払割合を廃止し、適用する支払限度額・縮小支払割合を1本化することで、補償内容をよりわかりやすくします。

改定前		改定後
補償対象となる費目		各費用固有の支払限度額（*1）・縮小支払割合
サイバー攻撃 対応費用	コンピュータシステム遮断費用	各費用固有の支払限度額（*1）・縮小支払割合
	サイバー攻撃の有無確認費用	
原因・被害範囲調査費用		
相談費用	弁護士費用	
	コンサルティング費用	
	風評被害拡大防止費用	

改定前		改定後
各費用固有の支払限度額（*1）・縮小支払割合		各費用固有の支払限度額（*1）・縮小支払割合
（A）セキュリティ事故の発生または そのおそれが公表等の措置（*2） により客観的に明らかになった場合： <u>1億円（*3）・100%</u>		1億円（*3）・100%
（B）上記以外の場合： <u>3,000万円（*3）・90%</u>		
<u>3,000万円（*3）・90%</u>		

- (*1) 基本支払限度額の内枠となる支払限度額です。契約時に設定される基本支払限度額が費用固有の支払限度額を下回る場合は、基本支払限度額が適用されます。
- (*2) 公的機関に対する届出・報告等、新聞・テレビ・インターネット等による発表・報道、被害者等に対する詫言の送付、または公的機関からの通報をいいます。
- (*3) 1事故・保険期間中の支払限度額です。

2. 保険料の改定

- 上記の改定に伴い、すべてのご契約において保険料の見直しを実施します。
- 保険料の改定幅は、ご契約条件等によって異なるため、実際の更新保険料につきましては、申込書等でご確認ください。

3. その他の改定

(1) 「コンピュータシステム中断担保特約条項」の免責時間の改定

設定可能な免責時間を10・24・72・120・240時間のいずれかとし、2時間・5時間の設定を廃止します。

(2) 補償内容の改定

① 免責事由の新設

次の事由に起因する損害は、補償対象外とします。

事由	概要
戦争等	「戦争等危険不担保特約条項」を新設し、すべてのご契約にセットします。本特約により、国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等、戦争等に起因する損害は、補償対象外とします。
生体情報の取扱いに関する規則等の違反	生体情報（*1）の保護または取扱いに関する国内外の法・規則等の違反またはそのおそれに起因する賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害は、補償対象外とします（*2）。
独占禁止法の違反	IT 業務に起因する損害について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為またはそのおそれのある行為に起因する損害は、補償対象外とします。

（*1）個人の身体的、生物学的または行動科学的な特徴を表す識別子（指紋、網膜・虹彩、声紋、手・顔の形状等をいいます。）に基づき、特定の個人を識別することができる情報をいい、医療機関が患者等の診察・治療を目的として取得するものを除きます。

（*2）情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害の場合は、本免責事由は適用されず、補償対象となります。

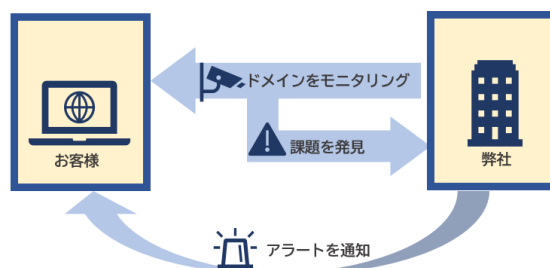
②「再発防止費用」の補償の改定

次の事由についての再発防止費用は、補償対象外とします。

- 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータベース・ソフトウェア等による、文書・音声・図画等の表示・配信によって生じた他人の著作権・人格権等の侵害
- （IT 業務を補償対象とするご契約のみ）IT 業務の遂行によって生じた他人の事業の休止・阻害等

4. 「サイバーリスク・モニタリングサービス」の新設

- サイバーリスク保険のご契約者または記名被保険者（*1）限定でご利用いただける「サイバーリスク・モニタリングサービス」を新設します（*2）。
- 本サービスでは、お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供します。



（*1）情報漏えい限定補償プランのご加入者はご利用対象外です。

（*2）本サービスのご利用にあたっては、「Tokio Cyber Port」上で会員登録のうえお申込みが必要です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

<用語の解説>

用語	解説
IT ユーザー行為	コンピュータシステム（他人のために開発・販売・提供するものを除きます。）の所有・使用・管理等をいいます。
IT 業務	日本国内におけるシステム設計・ソフトウェア開発業務、情報処理・提供サービス業務、ポータルサイト・サーバ運営業務等をいいます。

このご案内は、サイバーリスク保険の 2025 年 1 月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内するパンフレットや企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

1760-ER04-24008-202409